

令和7年度長崎県産品県外PR推進事業ホテルフェア等業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度長崎県産品県外 PR 推進事業ホテルフェア等業務委託

2 目的

首都圏・関西圏のホテル・高級料飲店を対象に、長崎県産食材の使用と長崎らしいメニューの提供により、利用客に県産食材の美味しさを伝え、本県の歴史・文化・観光等の魅力を総合的に発信する「長崎フェア」の実施を支援し、長崎県産品のブランド化と本県への誘客促進などを図ることを目的とする。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月13日まで

4 業務内容

① 長崎フェア等の開催にかかる支援

- 長崎県産食材の使用と長崎らしいメニューの提供により、利用客に県産食材の美味しさを伝え、また、本県の歴史・文化・観光等の魅力を総合的に発信する「長崎フェア」を実施できる、情報発信力の高いホテル・高級料飲店の候補先を最低7件提案すること。

※「長崎フェア」の定義は以下のとおりとする。

- ・ 長崎県産食材を使用したメニュー、長崎らしいメニューを複数提供
- ・ メニュー名に長崎県産の食材を使用していることを明記
- ・ フェア開催期間中に長崎フェアに関する独自 PR を実施
- ・ フェア後のヒアリングに協力
- ・ 観光ポスターや観光パンフレットなど本県への誘客につながる備品を配置
- ・ 店内に長崎らしい装飾を実施

※候補先の選定については過去3年長崎フェアを実施したホテル・高級料飲店一覧（参考資料Ⅰ）を参照すること。

※候補先は参考資料Ⅰに掲載されているホテル等でも差し支えないが、掲載されていない新規のホテル等を最低2件入れること。

※提案に際しては、「選定理由」「フェア実施の効果」のほか、「フェア実施の可能性」についても言及すること。

※「長崎フェア」を開催するホテル・高級料飲店は最終的に県で決定する。

- ホテル・料飲店における長崎フェア等の開催に要する PR 企画経費の負担を行うこと。なお、PR 企画は各ホテル・料飲店の意向に沿いながら実施すること。
 - ・ 項目・数量等は次のとおり想定すること。

項目	数量等
フェア支援経費	フェア用PR企画等にかかる手配 ※100,000円/回 程度

- ・ 実施回数は次のとおり想定すること。

首都圏	関西圏	計
5回または6回 以上	2回または1回 以上	7回以上

※首都圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

※関西圏：大阪府、京都府、兵庫県

(以下、「首都圏」「関西圏」については同様の定義とする)

② 産地招へい

- 最低4回実施すること(うち1回は県が指定する食材勉強会を開催する料理人等とする)
- 首都圏・関西圏のホテル・高級料飲店から招へいする料理人等の候補を最低3件提案すること。なお、産地視察に参加するホテル・高級料飲店は長崎フェアの開催を前提とし、候補先は①で選定したホテル・高級料飲店の料理人等と重複しても差し支えないものとする。
※招へいする料理人等の提案にあたっては、「簡単な経歴」「選定理由」「産地招へい後の効果」についても言及すること。
※招へいする料理人等は最終的に県で決定する。
- 産地視察のプランを複数提案すること。
※2泊3日(本土1泊、離島1泊)で、県内の離島地域及び本土地域の複数産地を巡回する行程を想定すること。ただし、行程中の食事代(昼食・夕食)は積算に含めないものとする。
※巡回先は午前2～3か所、午後3～4か所を想定し、本土地域及び離島地域(島内)での移動は借上車(ジャンボタクシー等)を基本とすること。
※借上車(ジャンボタクシー等)の1日の利用時間は8時間を想定すること。
※宿泊は通常ビジネスで使用するクラスのビジネスホテル等以上(朝食付き)を手配すること。
- ホテル・料飲店等から料理人等を招へいし、県産食材等の産地視察の実施及び旅費の負担を行うこと。
- 産地視察の全行程において、受託者が1名同行すること。
- 産地視察については、以下項目を県・産地等と調整のうえ受託者が実施すること。
 - ・ 招へいする料理人等との日程調整
 - ・ 視察行程表の作成(行程表のイメージは参考資料2を参照)
 - ・ 旅行の手配(本県との往復、県内の交通手段及び宿泊)

- 項目・数量等は次のとおり想定すること。

項目	対象	地区	数量等
旅 費 ジャンボタクシー等	ホテル・料飲店等の料理人等	首都圏	3回6名(2泊3日、2名/回)
		関西圏	1回2名(2泊3日、2名/回)
	同行者(受託者)		4回4名(2泊3日、1名/回)
ジャンボタクシー等		県内	4回延べ12台(3日間×4回)

③ 食材勉強会(首都圏等)の開催

- 首都圏等の一流ホテル・レストランのオーナーシェフなどが一堂に会し、産地視察の経験を活かした調理実演や試食を通じて、長崎県産食材の利用促進と長崎の「食」の魅力を発信する食材勉強会の開催に要する経費の負担、及び、当日の会場や必要な食材や備品等の手配を行うこと。

※開催内容については県において決定する

※1回あたり40名程度の規模を想定

- 項目・数量等は次のとおり想定すること。

項目	数量等
会場費	調理可能な施設のある会場の借上げに係る経費(100,000 円/回を想定)
資材費	当日必要な資材(食材費、備品等)に係る経費(200,000 円/回を想定)
当日サンプル費	当日参加したシェフへの持ち帰り用サンプル(3,000 円/名×40名を想定)にかかる経費
企画費	食材勉強会の企画(謝金・アンケート実施など)にかかる経費(150,000 円/回を想定)

- 実施回数は次のとおり想定すること。

首都圏等	計
2回	2回

- 県内料理人や県内生産者等が食材勉強会に参画し、県産食材のPRを行うため、会場への旅程手配、食材手配及び旅費の負担を行うこと。
- 派遣先、日程及び派遣する県内料理人等については、県、食材勉強会会場、産地等と協議のうえ決定すること。
 - 項目・数量等は次のとおり想定すること。

項目	対象	地区	数量等
旅費	県内料理人や県内生産者等	首都圏	3名(うち2名は本土発、1名は離島発を想定)

- 各食材勉強会後、料理人及び生産者から食材勉強会の実施内容(当日の内

容について、今後の取組について等)に関するアンケートを実施、集計し報告書を作成すること。

④ 長崎フェア開催等に係る食材サンプルの手配及び発送調整、支払

- 首都圏・関西圏のホテル・料飲店等について、県産食材等のPRに必要なサンプルを購入し、発送する経費を負担すること。

※購入内容及び使用方法については、県、対象店舗等と協議のうえ決定すること。

※県が料理人等からの発送依頼を受け、受託者へメール等で通知する。受託者は、発送依頼の内容に基づき、発送元(県内事業者等)と調整のうえ、支出等の管理を行うこと。

※発注依頼を県から受けた後は、受託者を主体にホテル・料飲店等と県内生産者との調整を行い、円滑な食材発注をすること。

- ・ 項目・数量等は次のとおり想定すること。

項目	数量等	回数
食材サンプル経費	15,000円(送料込み)/回	55回程度

5 委託条件

(1) 業務実施体制の確保

本業務を円滑に行うため、担当者を正・副1名ずつ配置し、県に届け出ること。(様式不問)

(2) 受付・対応業務

長崎県の休日を定める条例(平成元年7月18日長崎県条例第43号)に定める休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分の間、本業務に係る協議・相談等依頼の受付に対応できること。

(3) 業務報告

業務管理のため、次の事項についての月次報告を作成し、翌月10日までに物産ブランド推進課へ提出すること。また、指示のあった項目については速やかに書面により報告すること。

- ① 全体事業の進捗状況
- ② ホテル料飲店フェア等サンプル経費
- ③ その他業務の実施のために必要な事項

(4) 成果品の提出

本業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データからなる業務成果報告書を速やかに2部で提出すること。

また、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に無償で本県に譲渡すること。

6 その他特記事項

(1) 受託者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。

(2) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等の際には、協力すること。

(3) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。